

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 4年10月13日	第173号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官舎 発行人 名古屋市長官舎 行政部法制課長	

目次	ページ
<b>条 例</b>	
○ 福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第41号)	6
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (子青・総務課) (第42号)	8
○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第43号)	10
○ 名古屋市みどり丘公園条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第44号)	20
○ 道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第45号)	23
○ 名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第46号)	29
○ 名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第47号)	31
<b>告 示</b>	
○ 家賃算定に関わる利便性係数について (住都・住宅管理課) (第577号)	33
○ 土地区画整理に伴う町の区域の変更 (ス市・住民課) (第578号)	35
○ 名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の事業計画の変更 (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第579号)	38
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託 (経済・産業企画課) (第580号)	40
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第581号)	41
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第582号)	42
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第583号)	43
○ 葵土地区画整理事業の事業計画の変更 (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第584号)	44
○ 名古屋市昭和福祉会館の臨時開館について (健福・高齢福祉課) (第585号)	45
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>	
○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について (第24号)	46
○ 教育委員会定例会の開催について (第25号)	47

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の  
公告 (経済・地域商業課) 48
  - 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告  
(上下水・営業課) 50
- 

雑 報

- 教育委員会の人事異動 (教育・総務課) 51
-

## 条 例 の あ ら ま し

- 福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例（第41号）
  - 1 改正内容
    - 土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、規定の整理を行います。（福祉事務所設置条例別表第 2、名古屋市老人福祉施設条例第 1条の表及び名古屋市衛生研究所条例第 1条関係）
  - 2 施行期日
    - 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行します。
  
- 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第42号）
  - 1 改正内容
    - 町の区域の設定に伴い、名古屋市玉野川学園の位置について改正を行います。（第 1条関係）
  - 2 施行期日
    - 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行します。
  
- 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（第43号）
  - 1 改正内容
    - (1) 業としての写真撮影又は動画撮影の許可に係る利用料金を指定管理者の収入とします。（第13条の 3、第13条の 4、第18条の 5及び別表第 2の 2関係）
    - (2) 都市公園に関する使用料の額を改定します。（別表第 2関係）
    - (3) その他規定の整備を行います。（第 4条、第 4条の 2、第12条、第16条及び第21条関係）
  - 2 施行期日等
    - (1) 令和 5年 4月 1日から施行します。
    - (2) この条例の施行に伴う経過措置を定めます。

- 名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例（第44号）
  - 1 改正内容
    - (1) 業としての写真撮影又は動画撮影の許可に係る利用料金を指定管理者の収入とします。（第19条の 2 及び第23条関係）
    - (2) その他規定の整備を行います。（第19条、第19条の 3及び第24条関係）
  - 2 関係条例の整理

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例（令和 4年名古屋市条例第11号）の規定の整理を行います。
  - 3 施行期日等
    - (1) 令和 5年 4月 1日から施行します。
    - (2) この条例の施行に伴う経過措置を定めます。
  
- 道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例（第45号）
  - 1 改正内容

道路の占用料の額を改定するとともに、自動運行補助施設の占用料の額を定めます。（別表関係）
  - 2 施行期日等
    - (1) 令和 5年 4月 1日から施行します。
    - (2) この条例の施行に伴う経過措置等を定めます。
  
- 名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例（第46号）
  - 1 改正内容

河川に関する占用料の額を改定します。（別表関係）
  - 2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。
  
- 名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例（第47号）
  - 1 改正内容

水路等の使用料の額を改定します。（別表関係）

## 2 施行期日等

- (1) 令和 5年 4月 1日から施行します。
- (2) この条例の施行に伴う経過措置を定めます。

福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年10月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第41号

福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例

(福祉事務所設置条例の一部改正)

第 1条 福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

「

名古屋市守山区社会福祉事務所志段味支所	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番地の 1	守山区役所志段味支所の所管区域
---------------------	---------------------------	-----------------

」

を

「

名古屋市守山区社会福祉事務所志段味支所	名古屋市守山区下志段味一丁目1401番地	守山区役所志段味支所の所管区域
---------------------	----------------------	-----------------

」

に改める。

(名古屋市老人福祉施設条例の一部改正)

第 2条 名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 1条の表中

「

〃	名古屋市寿楽荘	名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番地の12
---	---------	----------------------------

」

を

「

〃	名古屋市寿楽荘	名古屋市守山区桜坂五丁目 114番地
---	---------	--------------------

」

に改める。

(名古屋市衛生研究所条例の一部改正)

第 3条 名古屋市衛生研究所条例（令和 2年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2266番地の 132」を「名古屋市守山区桜坂四丁目 207番地」に改める。

附 則

この条例は、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年10月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第42号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

児童自立 支援施設	名古屋市玉野川学園	名古屋市守山区大字下志段味字 長廻間2280番地の12
--------------	-----------	--------------------------------

を

」

「

児童自立 支援施設	名古屋市玉野川学園	名古屋市守山区桜坂五丁目 114 番地
--------------	-----------	------------------------

に

」

改める。

## 附 則

この条例は、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年10月 6 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第43号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「及び禁止」を削り、同条第 1 項中「しては」を「しようとする者は、市長の許可を受けなければ」に改め、同項ただし書中「規定による」及び「及び第 1 号から第 3 号までに掲げるものについて市長の許可を受けた者」を削り、同項第 1 号中「映画」を「動画」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「展示会」の次に「、集会」を加え、「これ」を「これら」に、「行事」を「催し」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「行商」を「物品の販売」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号から第13号までを削り、同条第 2 項中「前項の規定により、同項第 1 号から第 3 号までに掲げるものについて」を「前項本文」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項本文」に改め、「提出し」の次に「、その許可を受け」を加え、同条第 4 項中「第 2 項」を「前 2 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(行為の禁止)

第4条の2 都市公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項本文若しくは第3項の許可を受けた者が当該許可に係る行為をするときは、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 貼り紙、貼り札その他の方法によって広告を表示し、又は広告を散布すること。
- (3) たき火その他公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (4) 竹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物を採取すること。
- (5) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (6) 鳥獣及び魚の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) 立入りを禁止されている区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (9) 他人の遊戯を妨げるなど他人に迷惑となる行為をすること。
- (10) その他都市公園の利用又は管理に支障があると認められる行為をすること。

第12条第1項中「第4条第1項」を「第4条第1項本文」に改める。

第13条の2の次に次の2条を加える。

(利用料金)

第13条の3 第18条の2に規定する公園施設のうち東山公園展望塔以外の公園施設において、第4条第1項本文又は第3項の許可（同条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）を受けた者（以下この条において「利用者」という。）は、第12条第1項の規定にかかわらず、第18条の2の規定により当該公園施設の管理を行わせる指定管理者に当該許可を受けた行為に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第2の2に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、都市公園の全部又は一部を独占して当該許可に係る行為をする場合は、その額に1平方メートル1日につき8円

(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域内の都市公園にあっては、6円)を加算した額とする。

- 3 前項ただし書の場合において、利用料金の額の基礎となる面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はこの面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者が自己の責めに帰することができない事由によって当該許可に係る行為ができなくなった場合その他指定管理者が正当な理由があると認めた場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第13条の4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第16条中「第4条第1項若しくは第3項」を「第4条第1項本文若しくは第3項の許可を受けた者」に改め、「(以下「使用者」という。)」を削る。

第18条の5中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 別表第3施設の第4条第1項本文又は第3項の許可(同条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る。)に関する事(東山公園展望塔の指定管理者を除く。)

第21条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第4条の2(第18条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第4条の2各号に掲げる行為をした者

別表第2中

「

<p>3 都市公園を占用する場合</p>	<p>1 本 1 年につき</p>
<p>(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設</p>	<p>第 1 種電柱 2,200円 第 2 種電柱 3,400円 第 3 種電柱 4,500円</p>
<p>(2) 電話柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設</p>	<p>1 本 1 年につき 第 1 種電話柱 2,000円 第 2 種電話柱 3,200円 第 3 種電話柱 4,400円</p>
<p>(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設</p>	<p>1 基 1 年につき 2,600円</p>
<p>(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設</p>	<p>1 メートル 1 年につき 外径が 0.07メートル未満のもの 53円 外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの 75円 外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの 110円 外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの 150円 外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの 230円 外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの 300円 外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの 530円 外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの 750円 外径が 1メートル以上のもの</p>

		1,500円
(5) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1 平方メートル 1 年につき	2,500円
	ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3 を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。	
(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき	1,000円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき	2,400円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき	
	占有する土地の適正な評価額に 0.016 を乗じて得た額	
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	8,800円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき	2,500円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき	880円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1 年につき	
	広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得	

(13) その他	た額 公園施設である建築物内に設ける場合 名古屋市財産条例第7条第1項第3号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額 1平方メートル1日につき 140円
4 第4条第1項第1号から第3号までの行為をする場合 (1) 業として写真撮影を行う場合 (2) 業として映画撮影を行う場合 (3) 興行を行う場合 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行う場合	1人1日につき 1,300円以内 1件1日につき 19,500円以内 1件1日につき 325,000円以内 1平方メートル1日につき 65円以内

」

を

「

3 都市公園を占用する場合	
(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1本1年につき 第1種電柱 2,300円 第2種電柱 3,400円 第3種電柱 4,600円
(2) 電話柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1本1年につき 第1種電話柱 2,000円 第2種電話柱 3,200円 第3種電話柱 4,500円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設	1基1年につき 2,600円
(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設	1メートル1年につき 外径が0.07メートル未満のもの 54円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 77円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 120円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 150円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 230円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 310円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 540円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 770円 外径が1メートル以上のもの

		1,500円
(5) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1 平方メートル 1 年につき	2,600円
	ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3 を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。	
(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき	1,000円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する催しを行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき	2,800円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき	占有する土地の適正な評価額に 0.014 を乗じて得た額
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	10,000円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき	2,600円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき	1,000円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1 年につき	広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得

(13) その他	<p>た額</p> <p>公園施設である建築物内に設ける場合 名古屋市財産条例第7条第1項第3号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額</p> <p>1平方メートル1日につき 150円</p>
<p>4 第4条第1項各号の行為をする場合</p> <p>(1) 業として写真撮影を行う場合</p> <p>(2) 業として動画撮影を行う場合</p> <p>(3) 競技会、展示会、集会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合</p> <p>(4) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合</p>	<p>1人1日につき 1,300円以内</p> <p>ただし、都市公園の全部又は一部を独占して撮影する場合は、その額に1平方メートル1日につき65円以内を加算した額とする。</p> <p>1件1日につき 19,500円以内</p> <p>ただし、都市公園の全部又は一部を独占して撮影する場合は、その額に1平方メートル1日につき65円以内を加算した額とする。</p> <p>1平方メートル1日につき 65円以内</p> <p>1平方メートル1日につき 65円以内</p>

に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第2の2 利用料金

区 分	利用料金の基準額	
1 業として写真撮影を行う場合	1人1日につき	1,300円
2 業として動画撮影を行う場合	1件1日につき	15,000円

## 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定に基づく許可の申請その他新条例第4条第1項各号に掲げる行為をするために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市都市公園条例第4条第1項又は第3項の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月6日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 名古屋市条例第44号

##### 名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例

名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「及び禁止」を削り、同条第1項から第3項までを次のように改める。

みどりが丘公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 業として写真又は動画を撮影すること。
- (2) みどりが丘公園の一部を独占して展示会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
- (3) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

2 前項の許可に係る手続等については、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号。以下「都市公園条例」という。）第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる行為に係る許可を受けた者は、次に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合

1 平方メートル1日につき 65円

(2) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合

1 平方メートル1日につき 65円

第19条第4項中「同条例」を「都市公園条例」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(利用料金)

第19条の2 前条第1項第1号に掲げる行為に係る許可を受けた者は、第20条の規定によりみどりが丘公園の管理を行わせる指定管理者に当該許可を受けた行為に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、次に掲げる基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、みどりが丘公園の一部を独占して当該許可に係る行為をする場合は、その額に1平方メートル1日につき8円を加算した額とする。

(1) 業として写真撮影を行う場合

1人1日につき 1,300円

(2) 業として動画撮影を行う場合

1件1日につき 15,000円

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 第1項に定める利用料金の徴収については、都市公園条例第13条の3第5項及び都市公園条例第13条の4の規定を準用する。

(行為の禁止)

第19条の3 みどりが丘公園において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 墓地の施設を損傷すること。

(2) 都市公園条例第4条の2第2号から第10号までに掲げる行為（この場合において、同号中「都市公園」とあるのは、「みどりが丘公園」とする。）

（第19条第1項の許可を受けた行為及び使用者が使用許可を受けた目的の

範囲内で行う行為を除く。)

第23条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第19条第1項の許可(同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。)に関すること。

第24条第2号中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条第1項第2号」を「同項各号」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 第19条の3の規定に違反して同条第2号に掲げる行為をした者

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項、附則第3項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の名古屋市みどりが丘公園条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

3 新条例の規定に基づく許可の申請その他新条例第19条第1項各号に掲げる行為をするために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市みどりが丘公園条例第19条第2項の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

(名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項の改正規定中「第19条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号」を「第19条の3第2号」に改める。

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月6日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第45号

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例

道路の占用料等に関する条例（昭和28年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

2,200
3,400
4,500
2,000
3,200
4,400
170
19
17

「

2,300
3,400
4,600
2,000
3,200
4,500
180
19
17

1,900
750
2,600
1,000
8,800
8,800
2,500
53
75
110
150
230
300
530
750

を

1,900
770
2,600
1,000
10,000
10,000
2,600
54
77
120
150
230
310
540
770

に、

「

法第32条第1項第3号に掲げる 施設	占有面積1 平方メート ルにつき1 年	2,500
-----------------------	------------------------------	-------

」

を

「

法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運 行補 助施 設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下 に設 ける もの	長さ1メー トルにつき 1年	21
			その 他の もの		38
		道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ 他の柱類		1本につき 1年	1,500
		その他の もの	上空 に設 ける もの	占有面積1 平方メー トルにつき1 年	1,300
			地下 に設 ける もの		770
		その他のもの			2,600

」

に、

「

2,500	1,800
Aに0.002を乗じて得た	

「

2,600	1,800
Aに0.002を乗じて得た	

額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.005を乗じて得た額
4,400
2,600
2,500
880
6,100
6,100   4,300
8,800   6,200
1,500
8,800   6,200
4,400   3,100
2,500
Aに0.016を乗じて得た額
880
440
880
250
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.002を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額

を

額
Aに0.003を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
5,000
3,000
2,600
1,000
7,100
7,100   5,000
10,000   7,000
1,500
10,000   7,000
5,000   3,500
2,600
Aに0.014を乗じて得た額
1,000
500
1,000
260
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.002を乗じて得た額
Aに0.003を乗じて得た額

に改める。

Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額

」

Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額

」

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日前に、この条例による改正前の道路の占用料等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項ただし書の規定により占用料の全額を徴収した場合において、この条例による改正後の道路の占用料等に関する条例別表（以下「改正後別表」という。）の規定を適用して算定された施行日か

ら占有することができる期間の末日までの期間に係る占有料の額（以下「新占有料額」という。）が当該期間に係る旧条例別表の規定を適用して算定された占有料の額（以下「旧占有料額」という。）を超えるときは、その超える額は徴収しない。

（占有料の特例）

- 3 施行日前に、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定により許可を受け、施行日において現に占有を継続している占有物件について、新占有料額が、旧占有料額の1.15倍を超える場合においては、令和5年度に限り、改正後別表の規定にかかわらず、旧占有料額に100分の115を乗じて得た額を徴収する。

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月6日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第46号

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市河川法施行条例（平成12年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表2 土地占用料の表中

「	「
2,200円	2,300円
3,400	3,400
4,500	4,600
2,000	2,000
3,200	3,200
4,400	4,500
2,500	2,600
19	19
53	54

75
110
150
230
300
530
750
1,500
880
2,500

を

77
120
150
230
310
540
770
1,500
1,000
2,600

に改める。

」

」

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月6日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第47号

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水路等の使用に関する条例（昭和38年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	2,200	「	2,300
	3,400		3,400
	4,500		4,600
	2,000		2,000
	3,200		3,200
	4,400		4,500
	2,500		2,600
	19		19
	53		54

75	を	77	に改める。
110		120	
150		150	
230		230	
300		310	
530		540	
750		770	
1,500		1,500	
880		1,000	
140		140	
2,500		2,600	

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### (経過措置)

- 2 施行日前に、この条例による改正前の名古屋市水路等の使用に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第2項ただし書の規定により使用料の全額を徴収した場合において、この条例による改正後の名古屋市水路等の使用に関する条例別表の規定を適用して算定された施行日から使用することができる期間の末日までの期間に係る使用料の額が当該期間に係る旧条例別表の規定を適用して算定された使用料の額を超えるときは、その超える額は徴収しない。

名古屋市告示第 577号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 4年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 4年10月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
戸田荘	西 7棟	101号、 106号、 107号、 201号、 206号、 207号、 301号、 306号、 307号、 401号、 406号、 407号、 501号、 506号、 507号、 601号、 606号、 607号、 701号、 706号 及び 707号	0.8619	0.9507	1.0000	138,900円

	102号、 104号、 105号、 202号、 204号、 205号、 302号、 304号、 305号、 402号、 404号、 405号、 502号、 504号、 505号、 602号、 604号、 605号、 702号、 704号 及び 705号	0.8619	0.7984	1.0000	116,600円
	103号、 203号、 303号、 403号、 503号、 603号 及び 703号	0.8619	0.6676	1.0000	97,500円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 578 号

土地区画整理に伴う町の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市緑区の別図第 1 の区域において、令和 4 年11月12日から、次のとおり町の区域の変更をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年10月 4 日

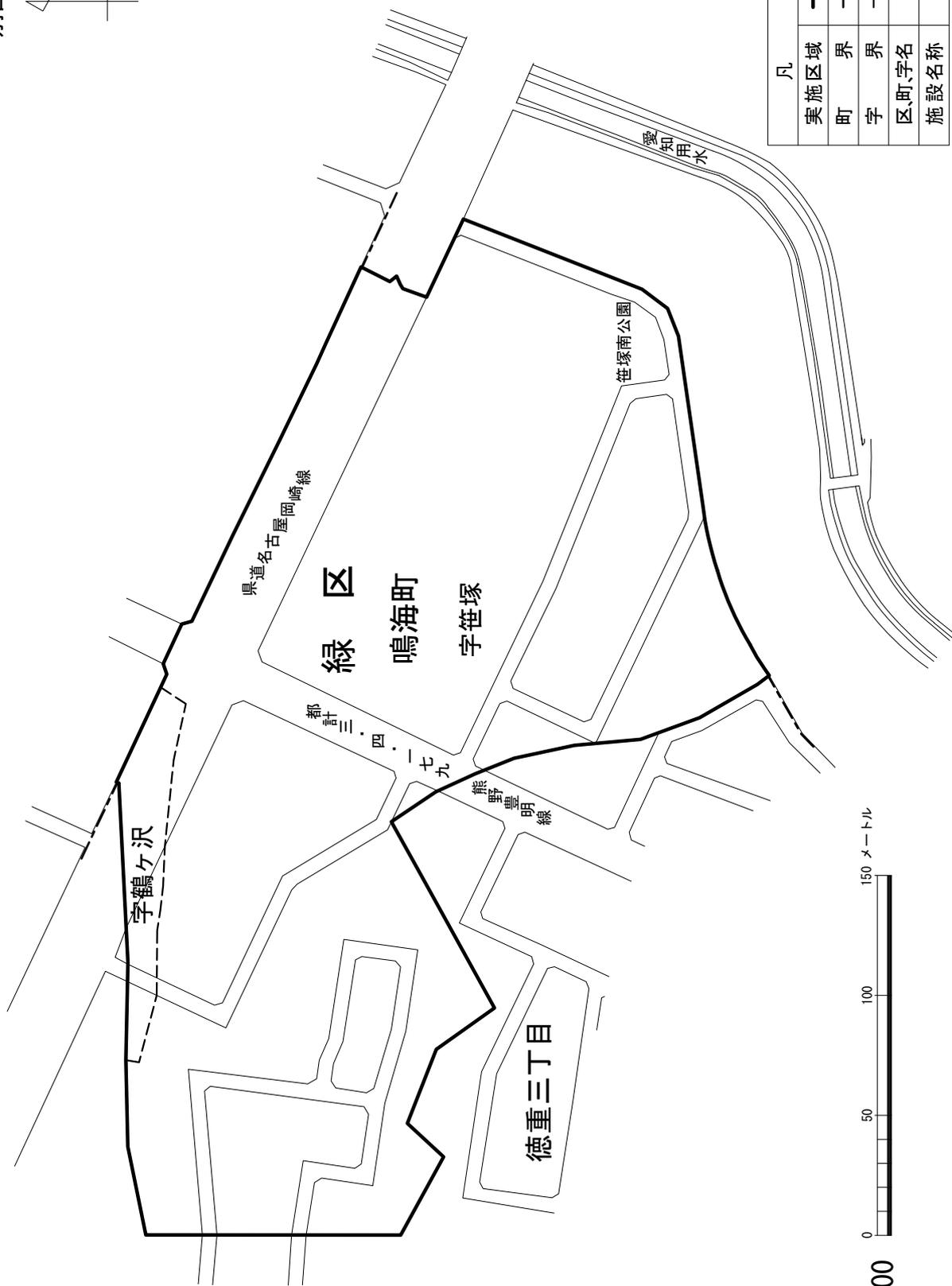
名古屋市長 河 村 たかし

区域を変更する町の名称及びその区域

- 1 名称  
徳重三丁目
- 2 区域  
別図第 2 のとおり

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課

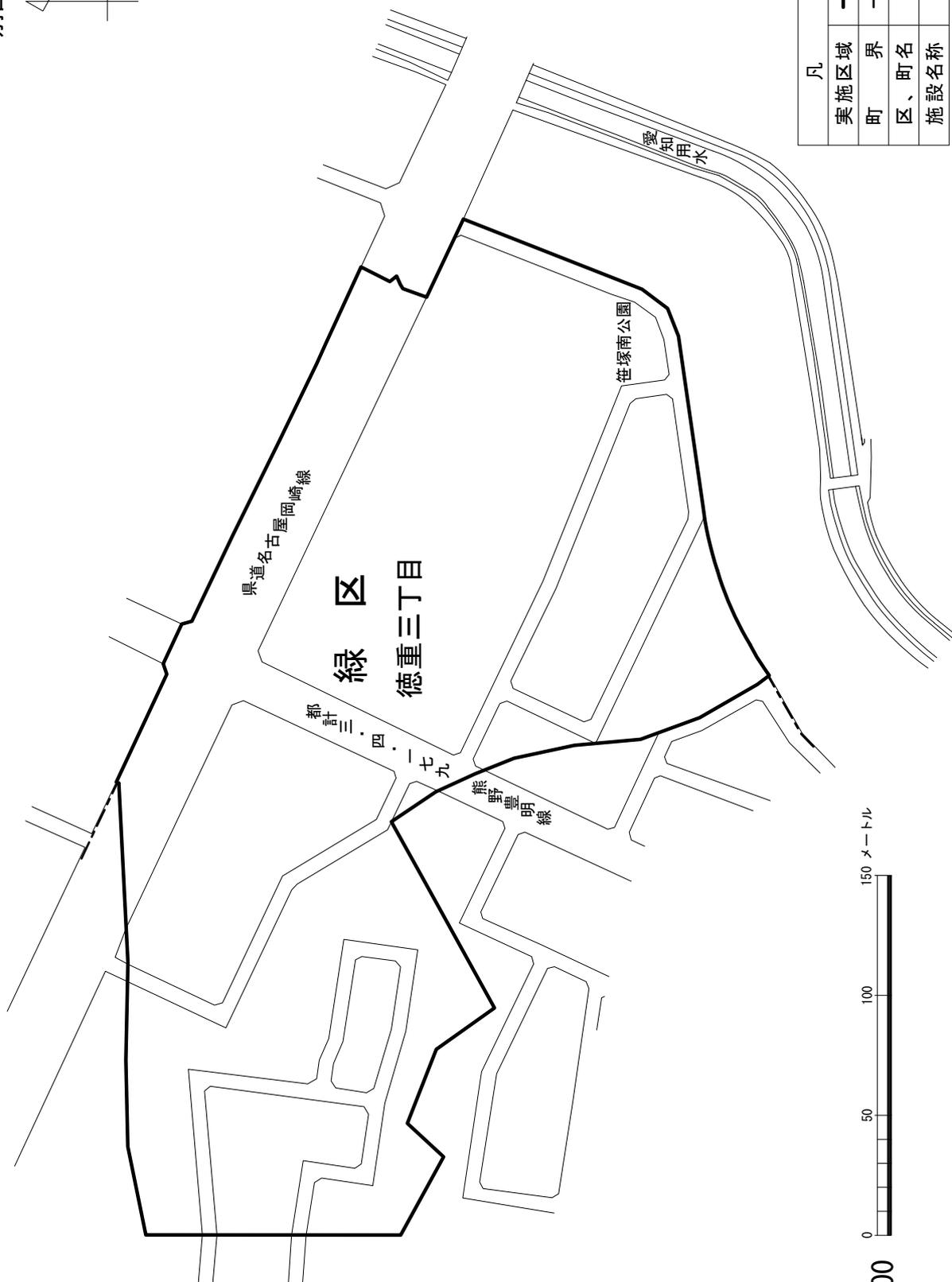
別図第1



凡	例
実施区域	———
町界	— · — · —
字界	- - - - -
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字



別図第2



凡例	
実施区域	——
町界	— · — ·
区、町名	太字
施設名称	細字

1 : 2,500



名古屋市告示第 579号

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、次のとおり公告します。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第13項において準用する同条第10項の規定により、この告示の日から換地処分の公告の日まで、名古屋市東区豊前町 2丁目45番地名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所において、毎日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）午前 8時45分から午後 5時15分まで公衆の縦覧に供します。

令和 4年10月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 事業施行期間

（変更前）昭和60年 2月15日から平成35年 3月31日まで

（変更後）昭和60年 2月15日から令和 8年 3月31日まで

2 土地区画整理事業の名称

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業

3 事務所の所在地

名古屋市東区豊前町 2丁目45番地

4 事業計画の決定年月日

昭和60年 2月15日

5 変更の年月日

令和 4年10月 4日

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 580 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項の規定により指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 10 月 6 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 受託者

名古屋市中村区則武一丁目 9 番 9 号

一般社団法人 愛知県計量連合会

会長 鷺山 達也

2 委託期間

令和 4 年 10 月 1 日から同年 12 月 28 日まで

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 581号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 4年10月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定する区域  
名古屋市昭和区御器所通 1丁目25番 1の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置  
地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 582号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項の規定に基づき、令和 4年名古屋市告示第 509号により指定した拡散防止管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年10月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域  
名古屋市東区代官町4013番の一部及び4014番 1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置  
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 583号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第48条第 1項及び第53条第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年10月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 杏園福祉会	特別養護老人 ホームあつた ファミリア	名古屋市熱田区 六番一丁目 1番 5号	令和 4年 8月 1日	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 584号

葵土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和 4年10月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 施行者の名称  
名古屋市
- 2 事業施行期間  
（変更前）昭和62年10月 8日から令和 6年 3月31日まで  
（変更後）昭和62年10月 8日から令和11年 3月31日まで
- 3 施行地区  
名古屋市東区葵二丁目及び葵三丁目の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称  
名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地  
名古屋市東区豊前町 2丁目45番地
- 6 事業計画の決定の年月日  
昭和62年10月 8日
- 7 変更の年月日  
令和 4年10月 7日

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 585号

名古屋市昭和福社会館の臨時開館について

名古屋市昭和福社会館における、名古屋市昭和福社会館日曜開館モデル事業を実施するために、名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）第21条第 3項の規定により、次のとおり休館日に臨時開館します。

令和 4年10月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市昭和福社会館

2 臨時に開館する日

令和 4年10月 9日、同年11月13日、同年12月11日、令和 5年 1月 8日、同年 2月12日及び同年 3月12日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市教育委員会告示第24号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第3条第2項ただし書の規定により、名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場を使用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間として教育委員会が指定する期間は、次のとおりとします。

令和4年10月6日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

利用料金を納付しなければならない期間

令和4年11月6日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市教育委員会告示第25号

教育委員会定例会の開催について

令和4年10月14日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和4年10月7日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

令和5年度名古屋市立高等学校入学者募集要項について

令和5年度名古屋市立特別支援学校高等部入学者募集要項について

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年10月4日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー中志段味店

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合地区内73街区

### 2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
平面 駐車場①	365台	253台
屋上 駐車場②	237台	98台
計	602台	351台

駐車場の位置については縦覧によります。

### 3 変更の日

令和5年5月31日

### 4 変更しようとする理由

駐車需要に即した届出台数とするため

### 5 届出の日

令和4年9月30日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）  
守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年10月 4日から令和 5年 2月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 2月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和4年10月7日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

### 指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1563号	(株)アップ ヴィレッ ジ	上村 拓也	名古屋市熱田区千年 一丁目20番10号	令和4年9月21日
第1564号	(株)H i - W	高羽 利充	名古屋市中川区若山 町4丁目11番地	令和4年9月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 教育委員会の人事異動

西淵茂男委員は、令和 4年10月 1日再任された。